

# 自転車安全利用五則



- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライト点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

こんな乗り方は**危険**です!! 法律で**禁止**されています

二人乗り



**罰** 2万円以下の罰金又は料料  
(道路交通法第55・57条)

無灯火



**罰** 5万円以下の罰金過失同じ  
(道路交通法第52条)

並進



**罰** 2万円以下の罰金又は料料  
(道路交通法第19条)

飲酒運転



**罰** 5年以下の懲役又は  
100万円以上の罰金  
(道路交通法第65条)

視野を妨げたり、安定を失うおそれがある乗り方をしたり、  
周りの音や声がよく聞こえないような状態で乗ってはいけません!

スマホ  
携帯電話の使用



**罰** 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金、  
過失は10万円以下の罰金

ヘッドホン  
イヤホンの使用



傘差し運転



違反をすると…

## 「自転車運転者講習」

を受けなければならないことがあります。

周囲に危険を及ぼすような違反走行を  
すると指導や取り締まりを受けます。

信号無視や一時不停止、飲酒運転などの一定  
の違反行為(危険行為)  
を3年以内に2回以上  
繰り返して検挙された  
14歳以上の自転車の  
運転者には「自転車運  
転者講習」の受講が義  
務付けられています。



平成29年中、約155万件の指導警告票を交付し、約1万4千件の交通違反を検挙!